

認定こども園施策の方向性に関する 議論の論点について～答申～

令和7年(2025年)6月23日
第4回社会福祉審議会認可部会

本日の議論

背景

- 令和2年から認定こども園の設置支援を推進してきたが、このときに「5年後の「子ども・若者育成支援計画」の見直し時に、ニーズや社会状況を勘案して、見直しを行う」としており、現在がその見直しを行うタイミングである。
- 本年4月に作成した「八王子市乳幼児期の教育・保育に関する方針」では「認定こども園施策については、保育所・幼稚園の互いの需要の競合・幼児教育・保育施設の経営への影響が考えられることから、方向性を慎重に検討すること」としている。

前回の振り返りと本日の議論



- 第3回では、以下の5つの論点についてご議論いただいた。
 - ①認定こども園の機能と設置の背景
 - ②認定こども園の現状と課題（量の視点）
 - ③認定こども園の現状と課題（質の視点）
 - ④認定こども園の事業費
 - ⑤その他方向性を議論するにあたり必要な視点・要素
- これらの検討結果を踏まえ、本日は認定こども園施策の方向性を決定し、審議結果とこれに至った理由、その他附帯意見をまとめた答申案について、ご議論いただきたい。



1 答申案(資料2)

答申案の構成

1 諮問及び答申事項

2 検討結果

これまでの議論で検討した結果の概要を、4つの論点ごとに整理する。

3 審議結果

(1) 審議結果

方向性の決定(設置支援を継続するか否か、期間の設定など)

(2) 審議結果となった理由

4つの論点ごとに、審議結果に至った理由を整理する。

(3) 審議を通した附帯意見

これまでの審議を通して出た意見をもとに、市が施策決定していくにあたり配慮すべき点などについて整理する。

期間の
設定
(補足)

令和2年の推進時には「5年後の
「子ども・若者育成支援計画」の見
直し時としている。

2 認定こども園の機能について

これまでの検討概要

これまでの検討結果の概要

認定こども園は、教育・保育を一体的に提供する施設である。

保育所保育指針等では、保育所でも幼児教育を提供することが定められており、**施設類型に関わらず、在園児が教育を受けることが可能**である。

そのため、教育・保育を一体的に提供する機能は、認定こども園だけのメリットとは必ずしも言えない状況である。

転園することなく保育所部分と幼稚園部分を移動できるなど、**就労状況に関わらず同一施設で、一体的に教育・保育を受けられるニーズは一定数存在する**と考えられる。

認定こども園は、特定負担額(保育料の上乗せ徴収(※))を行う場合の市の許可や協議が不要であるため、保護者の負担が大きくなる可能性がある。

※公定価格上の基準を超えた教員の配置や平均的な水準を超えた施設整備など。



3 認定こども園の量の視点

これまでの検討概要

これまでの検討結果の概要

就学前児童数の減少により、特定教育・保育施設の空き定員は増加し、定員割れが問題となっている。

保育施設の整備や少子化の進行により、保育需要の地域的な偏りはあるものの、保育所・幼稚園の定員は充足している。これに伴い、待機児童も減少傾向を保っている。

認定こども園は市内に偏在することなく、広く設置されている。

「八王子市乳幼児期の教育・保育に関する方針」では、保育施設の新規整備は行わないとしている。

定員のさらなる増加は、互いの需要と競合することから需給バランスを損なう可能性があり、園の経営への影響も危惧される。



4 認定こども園の質の視点

これまでの検討概要

これまでの検討結果の概要

これまで様々な手法を活用して幼児教育の質の向上を推進している。
今後も様々な手法を活用し、全体的な幼児教育・保育の質の向上を推進する必要がある。

アンケート調査結果では、**認定こども園化により幼児教育の質の向上を感じた保護者や職員は少ない**結果となっている。

幼児教育の質の向上に関する様々な取組が、**保育所や幼稚園、認定こども園などの施設類型に関わらず展開されている**。

国の施策展開や市独自の施策・取組等の拡充により、**多様な保育ニーズにも対応している**。預かり保育等を利用することができるなど、就労していても幼稚園に通う選択をすることができる。

また、幼稚園(認定こども園の幼稚園部分含む)の預かり保育を利用する場合も、保育の必要性の認定を受けることで**無償化の対象(※)**となるため、保護者の負担は少ない。

認定こども園でなければできない事業や取組自体は特になく、質の視点では保育所・幼稚園との大きな差はないと考えられる。

※無償化上限額の範囲内で定められた計算により支給される。

5 認定こども園の費用対効果等

これまでの検討概要

これまでの検討結果の概要

幼保連携型認定こども園に移行した場合、保育所からの場合も、幼稚園からの場合も、市の負担額（一般財源）は増加する。移行前後で園児の数に変更がない場合でも、保育所から移行する試算では負担額（一般財源）は約1.2倍、幼稚園から移行する試算では約4.4倍の増額となっている。今後支援を継続するとさらなる事業費の増加が見込まれる。

園の支出が減少しても、市から園に支出する事業費は変わらないため、認定こども園への移行が増えると事業費は増加する。

毎年事業費は計上し続ける必要があり、負担額の軽減は見込めない。

人口減少・高齢化により、今後市税収入の増加は見込めない状況である。

6 その他これまでの審議で出た意見

これまでの検討概要

これまでの検討結果の概要

質の向上のさらなる推進を図るため、すべての幼児教育・保育施設を研修等の対象とすることや、保護者への研修実施や保護者が体験できる研修の拡充などを図ることが望ましい。

認定こども園は保育士と幼稚園教諭の両方の資格が必要であり、既存の園が移行する場合、負担が生じることがある。

大規模な施設が短期間で複数移行するなど、移行支援を推進するスピードが早すぎた結果、課題も早期に表面化してしまったのではないか。

質の向上は保護者が感じる事が重要であるため、アンケート調査結果を参考に、定期的にモニタリングすることや、保護者に向けた質の向上の取組を推進するのが良いのではないか。

